村尾光子の

しもつけ 市議会報告 （第１２号）

２００８年１０月１５日発行



発行者：村尾光子
連絡先：祇園五丁目11-3
TEL&FAX： 0285-44-5418
E-mail： muraomit@mb.infoweb.ne.jp

報告内容

H20 年第3回定例会(9月2〜12日)の報告です

もくじ

爽やかな秋、朝夕はめっきり涼しくなりました。皆様、お変わりなく お元気にお過ごしでしょうか。

9月議会は決算議会、資料を充分に読み込めないうちに終わってしまいました。

財政健全化法に基づいて初めて健全化4指標が公表されました。「下野市の財政状況は厳しい」と覚悟していましたが、ちょっと拍子抜け、一応「健全」の範囲内に収まりました。しかし、今後予定されているハード面の整備事業を考えると予断は許されません。常に無駄を省く視点は必要です。

一般質問（通告順）
吉田 聡・塚原良子・岩永博美・磯辺香代・石田陽一・目黒民雄・花田芳実・村尾光子の８議員が質しました。

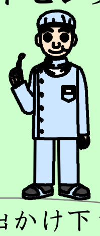
議会活性化特別委員会(8月21日)にて、今後の調査研究項目を①議員定数、議員報酬の検討、②政務調査費の検討、③会派制の検討、④議会基本条例の検討、の4項目とした。
少なくとも①については、次期改選時から適用できるように結論を出し、H21年9月議会での条例制定を目指すことにした。

第４回定例会は１２月９日から予定されています。
詳細は11月下旬以降に議会事務局にお問い合わせください。(☎40-5561)

議会報告＆意見交換会

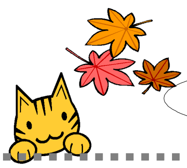
10月25日（土）13:30〜16:00
グリーンタウン・コミュニティセンター ホール

ゲスト：**石森ひさつぐ**さん
（第一線で活躍する脳外科医から政治家を目指す!）





報告：村尾光子　お気軽にお出かけ下さい



この報告を配って下さるボランティアを募集しています。
ご協力いただける方は
村尾までご連絡下さい。

《審議事項》

発議第3号	市議会会議規則の一部改正(地方自治法改正による条項変更)	賛成全員	可決
諮問第２号	人権擁護委員の候補者の推薦について(中野敦子氏)	〃	同意
報告第８号	H19年度下野市継続費精算報告書について(総合計画策定事業)	──	
9	H19年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について	──	
10･11	H19 年度財団法人下野市農業公社･財団法人グリムの里いしばしの経営状況説明書について	──	
認定1～11号	H19年度一般会計･特別会計(10会計)決算認定	賛成全員	認定
議案66～74号	H20年度会計補正予算（9会計：一般会計･国保･老人保健･介護保険(2)･公共下水道･農集排水･下古山区画整理･水道事業）	〃	可決
75	認可地縁団体印鑑の登録･証明に関する条例の一部改正	〃	〃
76	手数料条例の一部改正	〃	〃
77	市職員の勤務時間･休日･休暇に関する条例の一部改正	〃	〃
78	市議会議員の報酬･費用弁償に関する条例及び特別職報酬等審議会条例の一部改正	〃	〃
79	市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正	〃	〃
80	水道事業設置条例の一部改正	〃	〃
81	市道の認定	〃	〃

※議案等の番号は暦年毎の通し番号です。

■人権擁護委員に中野敦子氏の推薦同意

（諮問第２号）

斎藤　英氏が本年12月31日で任期満了となるため後任として法務大臣に推薦することに同意。

中野敦子氏	S21年生	駅東在住	元国分寺小校長

任期：H21.1.1 ～ H23.12.31

（再任は75歳未満、新任は65歳未満との国の方針）

■総合計画策定に3,591万円　（報告第８号）

H18、19年度の２カ年事業として下野市のまちづくり指針となる初の総合計画を策定した。

継続事業が終了したので精算報告。うち国補助金は1,700万円。

■ H20年度会計補正予算　（議案66～74号）

大部分はH19年度会計決算に伴う繰越金の計上。

《一般会計》　7億7979万7千円追加

【歳入】　（万円）

- 地方特別交付金　4633:主に住宅費控除減収分
- 地方交付税　3億3978:当初予算23億円に追加
- 国庫補助金　1億4888：道路整備補助金
- 県補助金　1308
- 繰入金　△3億7909：基金取り崩し額減額
- 繰越金　5億4611：H19年度決算による
- 市債　3390：合併特例債2560万円

【歳出】各事業費の他､減債基金に１億5714万円､庁舎等整備基金に２億円を積み立てた。

■財団法人グリムの里いしばしの経営状況

（報告第11号）

《一般会計》

【収入】　主なもの　（円）

- 基本財産運用収入　306,465　:基本財産利息
- 指定管理事業収入　25,399,500　:市委託料等
- 自主事業収入　1,321,300　:ﾁｹｯﾄ代等
- 施設使用料収入　2,688,260

【支出】

- 管理費　8,151,264 :財団運営費
- 芸術文化振興事業費　1,733,585
- 生涯学習推進事業費　2,582,110
- 都市緑化意識普及啓発事業　185,302
- 文化施設等管理運営費　14,002,233 :ｸﾞﾘﾑの森管理
- 調査研究広報事業費　306,155 :資料収集

【次期繰越収支差額】　4,751,706円

《特別会計》:喫茶室･売店

事業活動支出　2,476,930円

売り上げ等の収入が支出より不足する分 324,200 円は一般会計より繰り入れた。経営維持のため営業日を限定。

> 指定管理者としての委託契約を交わしたことにより発生した消費税課税。未納が指摘されたがその分はH20年度会計で処理する。
> 市直営も含めて運営のあり方を検討中。直営は消費税なし。



■財政健全化指標を公表、財政健全化法に基づいて　（報告第9号）

《健全化指標》

健全化判断比率(一般会計)	H19 年度決算	早期健全化基準値
実質赤字比率	──	12.97 %
連結実質赤字比率	──	17.97 %
実質公債費比率	15.0 %	25.0 %
将来負担比率	42.8 %	350.0 %
資金不足比率(特別会計)	**H19 年度決算**	**経営健全化基準**
(1)水道事業会計	──	20.0 %
(2)公共下水道事業会計	──	20.0 %
(3)農業集落排水事業会計	──	20.0 %
(4)下古山区画整理事業会計	──	20.0 %
(5)石橋駅周辺区画整理事業会計	──	20.0 %
(6)仁良川地区区画整理事業会計	──	20.0 %

＊「―」は赤字又は資金不足を生じていないため該当なし。
＊実質公債費比率·将来負担比率には歳入源として目的税である都市計画税が算入された。算入割合は国から示され下野市の場合は約 50 %
＊実質公債費比率は県内 14 市すべてで前年より下がっている。本市は那須烏山市(15.6 %)に次いで 2 番目に高い。
＊将来負担比率は 14 市では宇都宮市に次いで 2 番目に低い。

★赤字比率の「ー」表示は“該当なし”。でもどの程度の財政状況なのか?

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

一般会計等の実質赤字額 → 実質収支額で黒字の場合はﾏｲﾅｽで表示
標準財政規模 → 国から示され、多くの数値の算定基礎となる。H19 年度は **127 億 9044 万千円**

《会計毎の実質収支額は(歳入·歳出の差額で黒字の時はプラス、赤字の時はマイナス表記)**》**

実質収支額、資金不足·余剰額と標準財政規模にしめる割合　（資料提供:企画財政課）

一般会計	946,111 千円	7.4 %	水道事業	1,224,381 千円	9.6 %
国保会計	399,265	3.1	公共下水道	43,751	0.3
介護保険	161,943	1.3	農業集落排水	16,722	0.1
老人保健	35,860	0.3	仁良川土地区画整理	135,431	1.1

収支差額(又は資金不足·余剰金)合計 ： 29億6346万4千円
連結赤字収支比率(各会計の割合合算):ー23.16%(黒字の時はﾏｲﾅｽになる)

＊下古山·石橋駅周辺区画整理事業会計についての実質収支額は 0 円。
＊各会計とも単年度では赤字にはなっていない。だから、全部を合わせた連結でも黒字。
（決算書とは一致しない数値もある）

★実質公債費比率は大幅減少、でも算定方法が変わった…。

18年度決算時には黄色信号といわれる18.0%に近い17.4%で、県内14市で2番目に高かった。
今回は15．0%と急激に低下した。その要因には①特定財源として都市計画税の算入を制度化②繰り上げ償還を実施、が上げられる。過年度とは単純な比較はできない。

新たな算定方式は

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金}+\text{準元利償還金})-(\text{特定財源}^{*}+\text{元利償還金等に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模}-(\text{元利償還金等に係る基準財政需要額算入額})} = \underline{15.0}\ \%$$

＊特定財源に「都市計画税事業の財源として発行された地方債償還額に充当された都市計画税」を算入
（H19 年度都市計画税収入額 4 億 8090 万円のうち地方債償還に 2 億 4975 万円を充当）

★将来負担比率も予想以上に低かった　･･･充当可能財源に都市計画税の 5 割近くを算入

$$\text{将来負担比率} = \frac{(\text{将来負担額})-(\text{充当可能財源等})}{(\text{標準財政規模})-(\text{算入公債費等の額})} = \underline{42.8}\ \%$$

（将来負担額＝地方債現在高＋債務負担行為に基づく支出予定額＋公営企業債·組合·退職組合繰入見込額）

■ H19 年度会計決算状況

（千円位以下切り捨て）

	歳入総額	歳出総額	翌年度へ繰り越すべき財源	実質収支	基金繰入額	地方債現在高
一般会計	197 億 7899	187 億 4164	1 億 0223	9 億 4611	3 億 0045	185 億 5826
国民健康保険	55 億 0980	51 億 1053	0	3 億 9926	2 億 5431	―
老人保健	36 億 9790	36 億 6204	0	3586	―	―
介護保険(保険事業)	23 億 9258	22 億 3242	0	1 億 6016	4489	―
介護保険(介護サービス)	224	46	0	178	―	―
公共下水道事業	20 億 2496	19 億 6475	1645	4375	―	85 億 9173
農業集落排水事業	4 億 5459	4 億 3786	0	1672	―	40 億 0183
下古山区画整理事業	1 億 1315	1 億 0321	840	154	―	2 億 2470
石橋駅周辺区画整理事業	3517	3384	0	132	―	4365
仁良川地区区画整理事業	7 億 4866	6 億 1265	1 億 2666	934	―	2450
水道事業収益的収支	8 億 7462	7 億 6325	純利益	8487 万円		
資本的収支	3 億 0085	6 億 7004	差引不足額	3 億 6914	―	34 億 3828

過年度分及び当年度分損益勘定留保資金と消費税資本的収支調整額で補填

地方債合計	348億8296
1人当たり	585,481円

（H20.3.31 現在人口　59,580 人）

《基金現在高》　H19 年度末　（万円）

財政調整基金	17 億 3644
減債基金	13 億 4382
地域づくり事業推進基金	4 億 2382
庁舎等整備基金	1 億 6729
公共施設整備基金	3 億 9574
地域福祉基金	4 億 2791
保健福祉施設整備基金	4 億 4233
グリーン保存育成基金	340
地域振興基金	15 億 5057
土地開発基金(現金)	4 億 9286
国保財政調整基金	5 億 8215
介護給付費準備基金	1 億 3849
高額療養費資金貸付基金	1000
合　計	77億1486
1人当たり	129,487円

＊土地開発基金は他に土地 17858 万円分

《将来負担額》

～財政健全化指標算出根拠資料から～　（万円）

地方債の現在高	185 億 5826
債務負担行為による支出予定額	11 億 3991
公営企業債等繰入見込額	98 億 8090
組合等負担等見込額	9 億 5299
退職手当負担見込額	31 億 1635
合　計	336 億 4843

（注：決算書とは異なる視点からの数値）

実質債務残高比率 ＝
(地方債残高＋債務負担行為支出予定額－基金残高) ×100
(標準財政規模)
＝ 221% となった。将来負担比率 42.8 %より現実味があるのでは。(地方債残高:348 億円、債務負担行為関連:11 億円、基金残高:77 億円として計算)

【一般会計･財政力指数などの状況】

	H19年度	H18 年度	H17 年度	備　　考
財政力指数	0.845	0.826	0.748	1 に近いほど余裕があり、超えると不交付団体
経常収支比率(%)	88.3	87.8	87.4	65 ～ 70 %が適正、75 %以上は注意
実質収支比率(%)	7.4	9.0	4.4	3.0 ～ 10.0 %が標準
経常一般財源比率	1.02	1.08	1.01	1.05 ～ 1.10 が標準
一般財源の構成比(%)	80.3	76.8	81.4	構成比率が高いほど安定的
投資的経費構成比(%)	13.7	11.4	17.9	構成比率が高いほど積極的
義務的経費構成比(%)	39.7	38.8	37.4	構成比率が低い方がよい(人件費･扶助費･公債費)
公債費比率(%)	12.6	16.4	17.8	15 %までが健全
起債制限比率(%)	11.3	12.8	13.0	15 ～ 20 %:要注意、20 %以上:危険
実質公債費比率(%)	＊ 15.0	17.4	17.0	低い方がよい。18 %以上:危険

＊実質公債費比率：**前年同様に算定すると 17.2 %**

■経済建設常任委員会決算審査から

【水道事業】

	H19 年度	H18 年度	H17 年度
有収率(%)	89.07	90.62	92.19
供給単価(円)	135.19	134.81	130.35
給水原価(円)	135.78	142.81	139.05

供給単価(配水量に対する収入)は給水原価(浄水経費)にほぼ近づいてきたが、有収率は低下傾向。漏水対策としての石綿館布設替えも順次実施しているが、配水管枝分かれ部分に止水栓設置も課題。

《事業》(1) 拡張事業:配水管布設工事 4,000 m

(2)石綿管布設替工事 7,190 m

(3)水道施設管理システム統合として、中央監視システム改造工事

中期経営計画は策定完了した。製本できたら水道料金審議会にも提示する。

【公共下水道事業】

《普及状況》(%)	H20.4.1 現在		H19.4.1 現在	
	普及率	水洗化率	普及率	水洗化率
石橋地区	71.6	98.1	70.6	97.5
国分寺地区	72.4	90.8	71.4	90.1
南河内地区	63.8	96.1	63.9	94.6
下野市全域	69.1	95.2	68.5	94.2

普及率＝供用開始区域内人口/行政区域内人口

水洗化率＝水洗化人口/供用開始区域内人口

●不明水が多い

処理汚水量=使用料収入に係る汚水量+不明水量

使用料調停額(5 億 1951 万円)相当の汚水量は 4,631,873 m^3 分、処理を行う流域下水道負担金の汚水処理費(2 億 1821 万円)から算出すると不明水は 1,129,931 m^3 にもなる。

原因として管路に隙間ができたり樹木の根が入り込んで雨水や地下水が流入すると考えられる。解消のため、テレビカメラで管路内を監視調査する。地区割りをして年に 3 カ所ほど実施するが、調査費用は約 1,000 万円/1 カ所。

●石橋地区南部調整池(雨水函渠)築造は三方土堅め方式で ～土質調査の結果により～

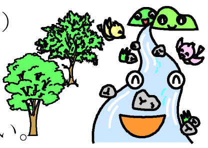
面積 1.6ha 、当初予定していた擁壁工事は不要となり、掘削して固めるのみとなった。

(薬師ヶ池東西北の法面同様に)

1 億円予定の工事費は

5～6 千万円で済みそう。

自然保護の観点からも好ましい。



●公共下水道ではディスポーザーは使用許可しない。

近年は新規加入者のみにしか周知していないが、処理槽のないディスポーザーは下水処理施設に負荷をかけるので、許可しない。全世帯への周知を求めた。

【農業集落排水事業】

建設事業は完了し、維持管理のみ

《接続率》		現在人口	H18 年度	H19 年度
南河内	吉田東	2,063 人	80.2 %	82.5 %
	吉田西	1,122	70.3	76.0
	成田·町田	444	63.1	66.0
	下坪山	784	58.0	63.8
石橋·上台		315	92.4	94.5
国分寺	柴南	517	98.1	98.5
	姿川西部	1,736	79.2	82.3
	柴南東部	793	85.7	87.9
下野市全体		7,774	77.6	80.8

＊現在人口は H19 年度、年ごとに変動がある。

＊接続率＝接続人口/現在人口

●処理区により接続率に差がある。地域の事情もあろうが南河内地区は特に低い。H19 年度には未接続世帯を全戸訪問して推進した。

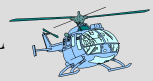
～沖縄本島･やんばるの米軍訓練場～

(7 月 4 ～ 7 日、全国革新議員会議)

やんばる(山原)は沖縄本島北部の豊かな森林地帯のこと。ヤンバルクイナやノグチゲラなどが生息する。この中に総面積 7800ha の米軍北部訓練場(ジャングル訓練センター)があり、島の東側の東村にはヘリパッド(ヘリコプター離着陸地帯、直径 75 mの円形に造成)が 15 カ所もある。東村北はずれの高江集落周辺にはさらに 6 カ所のヘリパッドが建設されようとしている。民家からわずか 400 mしか離れていない。

これは普天間飛行場の名護市辺野古への移設計画と同様に SACO(沖縄に関する特別行動委員会)合意によるもの。北部訓練場の約半分(国頭村側)を返還する条件として、返還地内にあるヘリパッドを高江に移設し、さらに、上陸訓練のための水域と土地を新たに提供する。

北部訓練場内には沖縄本島生活用水の 60 %を賄う水源地のダムが 5 カ所。しかし、そこからは投棄された 1 万発以上の弾薬類が発見され水質汚染が心配されるとのこと。



何と、この北部訓練場をドイツ･オランダ･イスラエルなど他国軍の共同利用が検討されているという。

《沖縄本島》

『安保の根幹を｢揺るがす｣』と地元紙は報じていた。

高江の人々は 1 年以上座り込みによる工事阻止行動を続けている。

辺野古の美しい海、やんばるの緑豊かな原生林、現地を訪れて一段とやるせない気持ちに。沖縄の苦痛と苦悩･･･




村尾光子の一般質問



地域福祉は住民の連帯による支え合いそのもので、コミュニティづくり、つまり、まちづくりではないのかな。

地域福祉計画の策定に早く着手を！

公の福祉施策はすべての住民がふつうの暮らしをしあわせに営めるように為されるべきものと思う。また、人々は地域社会の中で暮らしているのだから、地域住民全体が自らの支え合いやその方策について考え実践しなければなるまい。住民主体のまちづくりに向けてはやる気持ちから質問した。

策定・実施には地域住民の主体的な参加が求められていることから、まちづくりそのものの活動となる。早急に策定に向け着手すべきである。
　方針を説明されたい。特に次の点について。
①策定に向けた手法(組織、住民・社会福祉従事者などの意向把握策など)と工程
②行政の他分野、社会福祉協議会との連携策

【広瀬市長】地域福祉計画は市基本計画の地域福祉分野に関する施策を具体化する計画であり、地域福祉推進の基本理念を定め、高齢者福祉計画・介護保険事業計画・次世代育成支援対策行動計画・障害者福祉計画などの福祉計画との整合性と連携を保ち、災害時要援護者対応マニュアルとの関連が必要だ。

21 年度までにこれら個別計画を策定するので、その状況を見て地域福祉計画の策定時期を検討する。

地域福祉は住民の主体的な参加を大前提とするので、策定プロセスが重視される。また、社会福祉協議会や児童・民生委員、NPO 、ボランティア団体、社会福祉施設などの関係団体の積極的な連携・協力も不可欠で、策定委員会、住民主体の推進組織の設置が必要だ。課題や方向性の把握、福祉サービス目標量の設定のための住民意向調査を通して、「地域の生活課題のうち、地域で解決できるものは地域の中で解決する」意識醸成と住民が地域福祉の担い手となっていくことが期待できる。

策定には先進市町の事例を十分に参考にする。

(再質問)策定に際しては厚生労働省社会保障審議会福祉部会から示されている<u>**「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針のあり方について(一人ひとりの地域住民への訴え)」**</u>は理念として位置づけられるか。

【毛塚健康福祉部長】県から住民参加やアンケートの手法等も含めたガイドラインが示されているので参考にする。

《社会福祉法》抜粋　要約　　H12 年改正

(地域福祉の推進)

第4条　地域住民、社会福祉事業者、社会福祉活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要する地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように地域福祉の推進に努めなければならない。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第6条　国、地方公共団体は社会福祉事業者と協力して、社会福祉事業が広範で計画的に実施できるよう、福祉サービスを提供する体制の確保策と福祉サービスの適切な利用推進策、その他必要な各般の措置を講じなければならない。

(市町村地域福祉計画)　･･･H15 年施行

第107条　市町村は基本構想に即し、地域福祉の推進として次に掲げる事項を一体的に定める域福祉計画を策定し、または変更するときは、あらかじめ、<u>住民、社会福祉事業者その他社会福祉活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講じ</u>、その内容を公表するものとする。

1. 地域における福祉サービスの適切な利用推進
2. 地域における社会福祉事業の健全な発達
3. 地域福祉活動への住民の参加促進

(再質問)個別計画策定と同時に地域福祉計画策定に着手はできないのか。

【毛塚健康福祉部長】作業量が膨大になるので同時進行は無理だ。義務化されている個別計画を優先する。策定は来年度以降になる。

ここに掲げられている「地域福祉推進の理念」は

(1)**住民参加の必要性**：地域住民の主体的な参加が大前提であり、「地域住民の参加がなければ策定できない」ことが地域福祉計画の特徴

(2)**共に生きる社会づくり**：多様性を認め合う地域住民相互の連帯が不可欠

(3)**男女共同参画の視点が必要**

(4)**福祉文化の創造**：地域住民が主体的にかかわることが、個性ある福祉文化を創造する

法に基づいて策定せねばならない福祉計画はいくつかある。福祉施策はそれらに基づいて、しかし、分野ごとに別々に実施されているのが実情ではないか。

高齢者、障害者,児童などの区分けも必要だろう。だが、その地域の特性を念頭に、一人ひとりの生活の中で、いつ、どんな福祉サービスが必要になるか、人生を軸とした視点も不可欠と思う。



何を自分たちの相互扶助とし、何を公的支援とするのか。これらを私たち住民が主体的に考えることが地域福祉の原点になる。合意形成には時間がかかるものだ。早く着手してほしい。

福祉作業所、今後どうするのか明確に

障害者自立支援法施行後、福祉作業所は概ね 5 年以内に個別給付事業または地域生活支援事業への移行が求められ、現在は経過措置期間。未だに市の方針は明らかではなく、関係者は不安を抱いている。

すみれ、なのはな作業所の今後について早急に方針を明確にされたい。
①障害者自立支援法適用の施設とせず、障害者の生活訓練・就労支援の場として継続して維持されたい。
②障害者間の不公平を生じさせないよう、利用料金は徴収すべきである。

【広瀬市長】H18年10月の法施行後、2つの作業所への国・県の補助金は廃止され、現在は市の単独事業として社会福祉協議会に委託して実施している。2作業所とも就労訓練・生活訓練の場、居場所・仲間づくり・社会参加の場としての歴史がある。

来年度から精神障害者のための地域活動支援センターを設立するので、2作業所とも地域活動支援センターに移行するのがベストと判断している。

今後早急に委託先の社会福祉協議会や保護者の方々への説明会を行う。

利用料について、地域生活支援事業の利用者負担は、基本的に事業実施主体の考え方による。日中一時支援事業や移動支援事業と同様に一定の負担をいただく。この点についても利用者や保護者へ十分な説明をする。

(再質問)地域活動支援センターに移行した時、現在の場所や活動内容は変わるのか。

【毛塚健康福祉部長】現在は小規模作業所として障害者自立支援法の外の位置づけだ。環境、内容とも現状を維持しながら、法に位置づけられた安定した環境として、地域活動支援センターとする。

(再質問)作業所通所者の工賃は非常に低い。受託作業を確保するにも苦労している。市の簡単な作業の業務委託はできないか。

【毛塚健康福祉部長】自治法の改正により、役務の提供に関して授産施設とも随意契約ができる。物品購入の他にもできるものがあるか、市の業務を精査する。

障害を持つ人々も可能な限り社会の中で自立を目指さねばならない。効率性・経済性のみを優先すると、弱い立場の人々は切り捨てられる。共に支え合う社会なら、ハンディをもつ人々の生きる道を共に考えねばならないはず。

《障害者自立支援法による改革》厚労省ＨＰから

現行
- ○重度心身障害児施設
- ○身体障害者永興施設
- ○更正施設
- ○授産施設（身体・知的・精神）
- ○**小規模通所授産施設（身体・知的・精神）**
- ○福祉工場（身体・知的・精神）
- ○精神障害者生活訓練施設
- ○精神障害者地域生活支援センター（デイサービス部分）
- ○障害者デイサービス

⇩ 新体系へ移行

見直し後の日中活動

以下から一つまたは複数の事業を選択

【介護給付】
- ①療養介護（医療型）
- ②生活介護（福祉型）

【訓練等給付】
- ③自律訓練（機能訓練・生活訓練）
- ④就労移行支援
- ⑤就労継続支援（雇用型・非雇用型）

【地域生活支援事業】
- ⑥**地域活動支援センター**

◆　◆　◆

これらを組み合わせて提供することも可能

現在の小規模作業所 ⇨ **移行が想定される事業**
- 生活介護
- 就労移行支援
- 就労継続支援
- **地域活動支援センター（市町村の委託事業）障害者の交流、創造的活動、生産活動を支援する事業**

すみれ・なのはな作業所が来年度から移行する形 ➡ 地域活動支援センター

「**下野市地域生活支援事業実施要項**」によると

市が行う事業は相談支援･移動支援など 10 項目で､地域活動支援センターもその一つ(第 2 条)。

実施に当たっては､社会福祉法人等に委託することができ(第 3 条)､利用料については実費の範囲内で市長が定める額を負担する(第 5 条)。

障害には身体障害･知的障害･精神障害の 3 つの種類がある。市内の障害者手帳交付を受けている方は　　　　(H20 年 4 月 1 日現在､人)

(下野市 HP から)	障害者	障害児	合計
身体障害者手帳	1,696	38	1,734
知的障害者手帳	230	76	306
精神保健福祉	168	—	168
合　計	2,094	114	2,208

制度が複雑で分かりにくい上､用語も紛らわしいが､整理すると

《現在》

○相談支援事業(身体･知的･精神)は小山市･上三川町との共同で
小山地区相談支援センター(小山市内)へ委託

○地域活動支援センター(精神)は小山市･上三川町･野木町との共同で
地域活動支援センターおやま(医療法人朝日会)
地域活動支援センター小山そよかぜ(NPO 小山そよかぜ)　の 2 カ所に委託

《21年度から》

○相談支援センター(身体･知的･精神)
○地域活動支援センター(精神)
を市内(石橋地区古山小学校南側)に設置する
さらに､答弁から明らかになったのは
○すみれ･なのはな作業所をそれぞれ地域活動支援センター(身体･知的)とする

やっと将来像が見えて良かった。
関係者はほっとしたに違いない。



障害者工賃倍増 5 カ年計画への対応策は

国が H19 年 2 月に策定した｢『福祉から雇用へ』推進5カ年計画｣に基づき､栃木県は 23 年度までの障害者工賃倍増計画を策定した。この中で市町には､障害者が安全･安心に働くことができるよう必要な支援や調整を行っていくことが求められている。

栃木県計画が策定されているが､市としてはどのような支援策を講ずるのか。

【広瀬市長】障害者が地域で自立した生活をしていくためには､年金などの社会保障と合わせて生活保護費を上回る収入を確保することが必要とされている。H18年度の県内授産施設等の平均工賃月額は12,562円だったが､23年度までに26,000円にする計画だ。

工賃アップの中心的な役割は就労支援事業所が担う。市町は障害福祉サービス事業の実施主体として､相談支援､地域自立支援協議会を通して関係機関の連携､事業所の授産品の積極的購入と作業委託などの支援･調整を行う。

H20 年度には市内の福祉施設がモデル事業所として指定されたと聞く。事業の具体的内容を説明されたい。

【広瀬市長】20･21年事業として知的障害者通所授産施設｢はくつる会工房つばさ｣が､障害者所得アップコンサルティング事業のモデル事業所に指定された。

この事業は､就労支援事業所の企業的な経営手法への意識改革や具体的計画の策定支援のため､県が県授産事業振興センターと連携して､コンサルタントを派遣する事業である。施設の経営改善､商品の品質向上､障害者の工賃アップがねらいだ。

6月から毎月1回､コンサルタントが事業所を訪問して指導員との意見交換や勉強会を行っている。収入を上げるための取り組みと課題､生産能力向上や製品の見直し､将来的なあり方などを洗い出し､フォローアップすることを目指している。

(再質問)すみれ､なのはな作業所も工賃倍増計画の対象となるのか。企業的経営感覚を取り入れても職員やボランティアなどによる作業支援がなければ工賃倍増は難しいのではないか。

【毛塚健康福祉部長】小規模通所作業所も計画の対象となる。現実には景気や経済の動向から厳しいものがある。

個別差はあるが､すみれ作業所の平均工賃は約2万円､なのはな作業所は約1万円である。工賃重視より､むしろ社会生活上不可欠な生活習慣を身につけることの指導も大事と考える。

有機農業推進法に立脚した施策をどう展開するのか

H18 年 12 月に公布･施行されたこの法律では有機農業を｢化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組み換え技術を利用しないことを基本とする｣と定義している。大変厳しい条件

なので、取り組む農業者が少ないのが現状だ。だからこそ行政としての支援策が必要だと主張したが･･･

法に規定された有機農業は環境保全型農業を一段と推進し、食の安全･安心を確保するものとして積極的に取り組むべきである。市の取り組みを伺う。

【広瀬市長】環境保全型農業の推進策として

①リンクＴチャレンジ支援事業
②有機 JAS 法取り組み支援事業
③フェロモン剤利用促進支援事業
④農業用廃ビニール等処理対策事業
⑤畑地帯環境整備支援事業



の5事業を実施し、エコファーマーやリンク T など環境に優しい農業へ取り組む認証取得を勧めている。一方、環境保全型農業を進める中で、畜産堆肥活用の取り組みがなされているが、臭気への苦情もある。

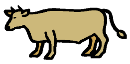
H18 年には環境保全型農業という生産方式からさらに一歩進んだ有機農業推進法が施行され、19 年 4 月には有機農業の推進に関する基本的な方針が公表された。

県では有機農業推進計画検討会議を立ち上げ、有機農業推進計画を策定するところだ。本市でも推進が必要であると認識している。

今後県の指導のもと、JA と連携して現在実施している環境保全型農業と共に、有機農業を広く推進するため、関係者への必要な情報提供などを進める。

(再質問)農水大臣の基本方針では、有機農業についての消費者･実需者の理解は十分ではないとしている。理解を深めるための具体策は考えないのか。

【伊沢農政課長】有機農業は堆肥の臭気問題ばかりではなく、外国産飼料を餌とした排泄物による堆肥という点など問題点もある。有機農業の農法の研究がもう少し進んでからと考えている。



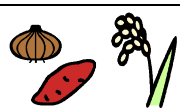
(再質問)農水省は地域有機農業推進事業として、推進団体に助成しており、県内では 2 民間団体が交付を受けている。これらの団体と連携して、理解を深める、農法を学ぶことに取り組めないか。

【伊沢農政課長】(国の方針を受け)県ではこの9月1日にこの会議がもたれ、論議はこれからだ
これを見極めてから対応すべきと考える。



(再質問)農業公社が実施している消費者農業体験事業としての米･さつまいも･タマネギなどの栽培を、有機農業で実施してはどうか。

【斉藤経済建設部長】農業公社としての有機農業への取り組みは、これから研究する。



有機農業を基本とした地域ブランド商品の開発に本腰を入れて取り組まれたい。
①農業者のみならず、大学･研究機関、農業界、消費者と連携した開発
②開発商品の特許、｢下野市｣を冠した商標登録などはブランド化に不可欠な手段･要素だ。見解を伺う。

【広瀬市長】本市は多種品目の生産が可能であることが特徴だが、反面、下野市ならではの作物が少ない。農産物のブランド化には栽培手法により付加価値をつけて確立する必要がある。

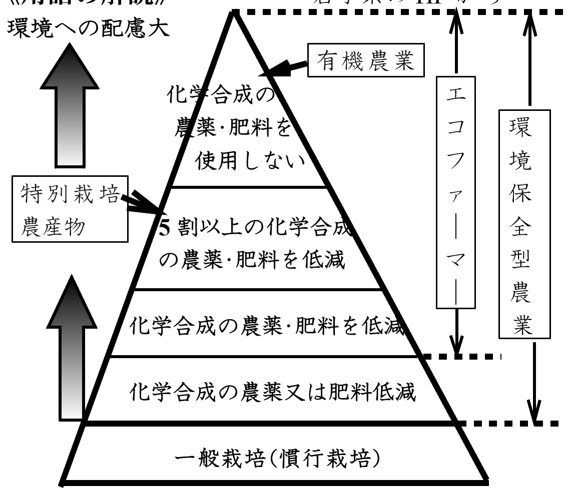
農産物の開発には県農業試験場など専門家にお願いした方が効率的･効果的と考える。

今後、有機農業が普及し、有機農産物が一定の生産量となるまでに、有機農業を基本とした地域ブランドの商品化を進めていく必要がある。開発に伴う特許･商標登録は当然付随するものだ。

《有機農業の推進に関する基本的な方針》に掲げられている基本的な事項

1．農業者が有機農業に容易に従事できるようにすること
2．農業者その他の者が有機農産物の生産･流通･販売に積極的に取り組めるようにすること
3．消費者が容易に有機農産物を入手できるようにすること
4．有機農業者その他の関係者と消費者との連携の促進
5．農業者その他の関係者の自主性の尊重

《用語の解説》 ～岩手県の HP から～



特別栽培農産物:国のｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝに基づく栽培による
有機農業:有機農業推進法に基づく栽培法
エコファーマー:持続農業法(H11 年)に基づく生産方式(有機物資材施用技術、化学肥料･化学農薬低減技術)導入計画の認定を受けた農業者

【行動記録】　太字は議員としての公的活動

【7月】
1･市Ｖ連役員会研修部会
･「那須少年記」上映実行委員会準備会
4～7･全国革新議員会議夏合宿「沖縄集団自決−母の遺したもの」宮城晴美氏/読谷村･辺野古･高江ﾌｨｰﾙﾄﾞﾜｰｸ/「基地･軍隊と暴力･人権侵害から脱し真の安全･平等･平和な社会を」高里鈴代氏(沖縄県)
8･市Ｖ連役員会執行委員会
10･**議会活性化特別委員会**
･**議員全員協議会**
12･とちぎつばさの会研修 環境学習会「環境汚染物質」(宇都宮市)
14･ｵﾋﾟﾆｵﾝﾘｰﾀﾞｰ会ﾙﾋﾟﾅスさん視察研修「まなびの森保育園」浅野功氏(宇都宮市)
･お茶の間健康ｸﾗﾌﾞ(送り)
15･出会いふれあい会食ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ
16･市更生保護女性会視察研修「ねむの木学園」(掛川市)
17･市Ｖ連広報部会
18･エコライフ祭準備(市Ｖ連)
19･エコライフ祭
20･枝豆トラスト収穫
･環境問題を考える会総会/ｼﾝﾎﾟ「ﾚｼﾞ袋の削減について考える」
21･映画「シッコ」鑑賞(宇都宮市)
24･枝豆トラスト交流会打合わせ
25･市Ｖ連執行委員会
26･宇都宮市民活動ｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ「議員との懇談会」報告
27･枝豆トラスト栽培管理者との交流会
28･お茶の間健康ｸﾗﾌﾞ(送迎)
29･**県市議会議長会研修**／講演「世の中のうそと本当」谷島一嘉氏

【8月】
1･市Ｖ連理事会/研修部会
3･議会報告会
4･お茶の間健康ｸﾗﾌﾞ(迎え)
･やよい会視察研修「精神障害者地域活動支援ｾﾝﾀｰゆっくら」(栃木市)
6･つばさの会(南河内)交流会
7･市Ｖ連視察研修「社会福祉法人ﾌﾞﾛｰﾆｭの森」(佐野市)
8･市Ｖ連広報部会
9･蛍の会清掃作業
9～10･地方自治を学ぶ会夏期合宿「日本の安全保障政策と憲法9条」半田 滋氏/「栃木県の財政」西 弘氏(日光市)
11～12･財政研究会合宿「決算ｶｰﾄﾞ」澤井勝先生(長野県茅野市)
16～17･帰省(日立市)
18･お茶の間健康ｸﾗﾌﾞ(迎え)
･自治体議員行財政研究会「決算統計･財政健全化指標」菅原敏夫氏(東京)
19･**経済建設常任委員会**
21･**議会運営委員会**
･**議員全員協議会**
･**議会活性化特別委員会**
22･自治体学会(盛岡市)
25･市Ｖ連会報原稿入稿
･お茶の間健康ｸﾗﾌﾞ(送迎)
28･市民人権講座「子どもの権利と子ども観を問い直す」増山均先生
29･「天平の芋煮会」実行委員会
･「しおんの郷」視察
30･自然に親しむ会学習会
31･祇園原ﾃﾆｽｺｰﾄ落成式

【9月】
2～12･**議会第3回定例会**
4日 **一般質問**
8,9日 **経済建設常任委員会**
7･下野市9条の会世話人会
8･市社会福祉協議会理事会
12･自殺対策講演会「みんなで守ろう大切な命を！」中村好一教授
13･市Ｖ連執行委員会
16･市Ｖ連、地区連絡会文書送付作業
18～24･米国(親族の結婚式)
26･市Ｖ連元気アップ交流会/理事会
27～10/9･議会報告編集作業
28･「那須少年記」上映会協力
･高山利夫議員藍綬褒章受章祝賀会

【10月】
1,4,5･共同募金街頭募金活動(市Ｖ連)
6･お茶の間健康ｸﾗﾌﾞ(迎え)
6,9･議会報告No12印刷
7～8･**建設経済常任委員会研修**

～あれこれ～　■この夏も昨年同様遠方での研修に参加できた。申し込んでおきながら議会の会議と重なりキャンセルせざるを得ないときもあったが、参加できることの“しあわせ”を痛感。学んだことをどれほど理解し、身に付けていられるかが課題ではある。何しろ飲み込みが悪くて、忘れるのも早いので･･･。■パソコンが壊れた!!!買い換えてからまだ数年なのに本体そのものが動かなくなってしまった。ショックなのはメールのアドレス帳が消失してしまったこと！こちらからコンタクトがとれなくなりました。アドレスをお持ちの方、どうぞ私宛に送信してください。e−メールが使えなくなって、いかに便利だったか実感しています。携帯電話のメールは今ひとつ使いこなせません、時間がかかるので。■9月某日深夜、自宅ﾄｲﾚにて奇妙な生物に遭遇した。あれは何?!驚きと恐怖。夫を巻き添えにして捜索もしたが、忽然と消えてしまった。暫くして、洗面所の網戸にへばりついている灰白色のトカゲ(らしい)を見た。これだったか！気味が悪いがその後度々見かける。何度も捕獲に失敗して、夫は「飼っていたら」と。近頃は、まだ元気？と気になる。それにしてもどうしてこんな所に？■私用だが親族のことでアメリカ東岸に行った。限られた場所のみで観光は無かったが、広大な国土、他民族の多様性を受け入れ陽気で包容力のあるアメリカ人気質、華々しいのではなくゆったりとした生活本位の豊かさ、自分の意見を率直に表現できる人々、等々感じられた。短時間でごく一部を垣間見ただけだが、映画「シッコ」とのギャップの大きいこと･･･。

